

第 5 回

熊本県議会

有明海・八代海再生特別委員会会議記録

令和元年12月5日

開 会 中

場 所 第 2 委 員 会 室

第5回 熊本県議会 有明海・八代海再生特別委員会会議記録

令和元年12月5日(木曜日)

午前10時1分開議

午前10時44分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件について
- (2) 付託調査事件の閉会中の継続審査について

出席委員(16人)

- 委員長 淵 上 陽 一
- 副委員長 橋 口 海 平
- 委員 吉 永 和 世
- 委員 山 口 裕
- 委員 内 野 幸 喜
- 委員 磯 田 毅
- 委員 楠 本 千 秋
- 委員 西 山 宗 孝
- 委員 末 松 直 洋
- 委員 山 本 伸 裕
- 委員 竹 崎 和 虎
- 委員 西 村 尚 武
- 委員 本 田 雄 三
- 委員 荒 川 知 章
- 委員 坂 梨 剛 昭
- 委員 前 田 敬 介

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境生活部

- 部長 田 中 義 人
- 環境局長 西 尾 浩 明
- 環境政策課長 横 尾 徹 也
- 環境立県推進課長 財 津 和 宏

環境保全課長 葉 山 清 春

自然保護課長 山 下 裕 史

循環社会推進課長 城 内 智 昭

商工観光労働部

新産業振興局長 三 輪 孝 之

エネルギー政策課長 坂 本 公 一

農林水産部

部長 福 島 誠 治

水産局長 山 田 雅 章

農業技術課長 酒 瀬 川 美 鈴

畜産課長 上 村 佳 朗

農地整備課長 渡 辺 昌 明

森林整備課長 松 木 聡

水産振興課長 中 原 康 智

漁港漁場整備課長 菰 田 武 志

水産研究センター所長 吉 田 雄 一

土木部

土木技術管理課課長補佐 伊 藤 彰

下水環境課長 渡 辺 哲 也

河川課長 竹 田 尚 史

港湾課長 松 永 清 文

企業局

総務経営課長 永 松 浩 史

工務課長 伊 藤 健 二

事務局職員出席者

政務調査課主幹 吉 田 晋

政務調査課主幹 西 村 哲 治

午前10時1分開議

○淵上陽一委員長 おはようございます。

ただいまから第5回有明海・八代海再生特別委員会を開催します。

なお、本委員会に1名の傍聴の申し込みが
あっておりますので、これを認めることと
いたします。

それでは、お手元に配付の委員会次第に従

い、付託調査事件を審議いたします。

(1)議題「有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件」につきまして、これまでに9月の委員会において平成16年2月の「有明海・八代海再生に係る提言」に対する取り組みの検証を行い、先日、専門家を招いた勉強会を開催したところです。

これまでの議論を踏まえ、有明海・八代海等の再生に向けた今後の取り組みを骨子(案)としてまとめましたので、私から説明し、続いて、執行部の考えを聞き、その後、質疑を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、参考資料として、これまでの検証資料等もお配りしておりますので、適宜御参照ください。

それでは、お手元に配付の有明海・八代海等の再生に向けた今後の取り組み骨子(案)をごらんください。

まず、1、提言に対する取り組みの検証結果については、執行部のこれまでの取り組みに対する評価を以下の4つの項目で整理しました。

まず、①海域環境への負荷の削減ですが、計画的な森林整備や生活排水対策など、川上から川下に至る取り組みにより、海域環境への負荷は削減されている。また、養殖場での漁場環境の維持、改善が図られており、今後も、個別の計画に基づき、継続的な取り組みが期待できる。

次に、②干潟や海底等の保全・改善については、干潟域では覆砂や耕うん、浅海域では藻場や増殖場の造成を計画的に実施するほか、海砂利採取を全面禁止するなど、着実に取り組みが進んでいる。

③水産資源の回復等による漁業の振興では、資源管理や技術開発などさまざまな取り組みを進める中で、アサリについては回復の兆しが見られ、引き続き、水産資源の回復や

持続的利用へ向けた取り組みを推進する必要がある。

最後に、④抜本的な干潟等再生方策の検討については、高度な原因究明やその対策には膨大な費用を要することから、国が主体となり実施するよう要望してきたが、実施に至っておらず、引き続き同様の活動が求められる。

一方、八代海湾奥部の防災対策は着実に進んでおり、今後も計画的な実施が見込まれる。

次に、2、新たな課題については、これまでの委員会で執行部からの報告を受けた、栄養塩等と水産資源の関係及び海洋ごみ等の対策の2つに整理しました。

3、今後取り組む課題は、先日の勉強会における講師の説明にもあったように、海域環境はさまざまな要素が複雑に作用しており、現在の見地では、特効薬はありませんが、少しでも再生を加速するため、これまでの取り組みで十分な成果が見られないものや新たな課題を踏まえ、優先的に取り組むべきものとして、1、抜本的な干潟等再生方策の検討、2、アサリ等の水産資源回復等による漁業の振興、3、再生に向けた調査研究の充実、4、海洋ごみ等対策の推進の4つに集約してはどうかと考えております。

ここで、この骨子(案)について、委員の皆様様の御意見を伺う前に、これまでの有明海・八代海の再生については、執行部で取り組みを進め、今年度は、その検証を行っているところで、執行部としての考え方を聞いた上で質疑に進みたいと思います。

執行部から何かありませんか。

○財津環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

今委員長から提示のございました骨子(案)に関しまして、執行部の考えを一括して当課のほうから説明をさせていただきます。

まず、1点目の提言に対する取り組みの検証結果については、特にごさいません。

2の新たな課題につきましては、まず1点目の栄養塩等と水産資源の関係でございすが、これは、9月の特別委員会で報告しましたように、その関連性を明確に示す知見は今のところありませんが、現在、先駆的な取り組みとしまして、瀬戸内海の事例が国の中央環境審議会で議論中でございます。また、昨年度から国による栄養塩等と水産資源に関する調査研究が始まっている状況から、県としても、今後の課題として、調査研究の情報収集に努める必要があるというふうに考えております。

2つ目の海洋プラスチックごみを初めとする海洋ごみ等対策についてですが、これは、11月の特別委で報告しましたように、有明海・八代海の閉鎖性海域では、陸域で捨てられ、または、放置されたプラスチックごみが海に放出され、大雨等の災害時には大量のプラスチックや流木が流れ出し、こうした漂流物の対処に苦慮しているところでありまして、その対策が大きな課題であると認識しております。

3点目の今後取り組む課題として提示された4点について説明をさせていただきますが、まず1点目の抜本的な干潟等再生方策の検討についてでございますが、これは、先般、勉強会後の委員会で、委員から、泥土は必ずしも悪くはないという専門家の意見に対して、県は今後どうするのかという御質問がありました。この泥土につきましては、国の総合調査評価委員会で、海域の一部で泥化が見られ、底質改善は有効な場合があるとされていることから、県としまして、引き続き、泥土の堆積進行メカニズムの解明や具体的な再生手順等について、国に強く要望してまいります。あわせて、泥土の堆積というのは、季節的な変動も見込まれることから、県でも調査を実施しているところござ

います。

先般の専門家の説明の趣旨としましては、泥が常に全部悪いというわけではなくて、サルボウガイ等の水産資源によっては、泥を好む生物もあるということ、また、海域環境は、泥や砂のバランス、また、多様性が大事ということと理解をしております。よって、泥土の除去につきましては、堆積進行メカニズムや水産資源に必要な生息環境を科学的に見きわめながら、効果的、効率的な対策を行うことが必要であるというふうに考えております。

2点目に、アサリ等の水産資源回復等による漁業の振興についてでございますが、これまでの有明海沿岸4県と国で協調した取り組みによりまして、ようやく回復の兆しが見られており、引き続き、調査・実証事業を協調して着実に推進してまいります。また、共同放流による栽培漁業や漁業者によります資源管理の取り組みを引き続き推進してまいりたいと考えております。

3点目の再生に向けた調査研究の充実でございますが、両海域の再生に向けまして、国に対して要望を行いつつも、県としても、海域環境の改善と水産資源の回復に向け、部局間や大学等の研究機関とも連携を図りながら、調査研究を行ってまいります。

具体的には、これまでの委員会で御意見のございました、まず、底質改善のメカニズム、また、栄養塩等と水産資源の関係、赤潮発生の原因究明と対策技術の開発、海水温上昇に伴います海域環境への影響等について調査研究を行ってまいります。

最後に、4点目の上流から下流までの連携した海洋ごみ対策の推進に関しましては、河川から流入する流木等の漂着物、また、漂流物及び海底ごみを速やかに回収、処理できるよう、また、海洋プラスチックごみの発生抑制に向けた県民、事業者への普及啓発について、国、関係市町、漁連等と連携して取り組

んでまいります。あわせて、自治体の負担軽減や災害復旧事業の創設などの仕組みを国に要望してまいります。

以上でございます。

○淵上陽一委員長 それでは、この件について、各委員から、意見または執行部への質疑はありませんか。

○山本伸裕委員 3の今後取り組む課題のまず1番の抜本的な干潟等再生方策の検討で、今、泥土のお話をいただきましたですが、先日の学習会でもちょっと話題になりましたですけれども、砂干潟とか泥干潟と違って、私、学習会のときにも言いましたが、ヘドロ状態になっていると。というのは、要するに、赤潮が発生してプランクトンが大量に死滅すれば、その死骸が腐って、それが悪臭を放つというような状況になっているわけですね。だから、それで海底が腐ってしまって呼吸ができなくなって底生生物が死滅するというような状況があつて、毎年赤潮が発生すれば、そういう悪循環が繰り返されるわけです。だから、そういう点では、泥干潟、砂干潟は、必ずしも悪ではないというような話がありますけれども、少なくとも、ヘドロ化した有機物の腐敗したものに対しては対策をとらないと、底生生物の生息に悪影響が出るというようなことで、そこは、対策を検討すべきではないかと考えていますが、いかがでしょうか。

○財津環境立県推進課長 その辺は、単県では相当の事業量がかかったり、また、今の実際の解明は、まだはっきりとしていない部分がございますので、関係省庁に対して、メカニズムの解明なり、また、抜本的な対策を要望しているところがございます。その辺は、今後も引き続き要望してまいりたいと思っております。

○山本伸裕委員 その点は、じゃあ、ぜひよろしくをお願いします。

あと、もう1点なんですけれども、3番の再生に向けた調査研究の充実、ここでは、有明海・八代海の再生ということで一緒に書かれているんですけれども、有明海の問題に関しては、熊本県も開門調査の旗をおろしていないというようなことを知事みずからがおっしゃっているように、諫早干拓潮受け堤防の中期開門調査、これは、やっぱり有明海異変の原因調査解明する上では、一つの重要な調査になると考えていますので、それはぜひ明記していただきたいという要望でございます。

○山口裕委員 関連して。

まず、財津課長にお尋ねしますが、ヘドロという定義と、あと1点、解明されていないという例えがありましたけれども、大体どういったことが考え得るのか、その2つお尋ねします。

○財津環境立県推進課長 まず、ヘドロというのは、先ほど山本委員から話がありましたように、要は、動物の死骸とかで腐ったようなもの、においがするようなもの、そういうのを一般的にヘドロというふうに言っているというふうに理解をしております。

それからまた、解明というのは、今、国の評価委員会で、そういう泥土の底質の問題が水産資源にどれだけ影響を与えるのか、水産資源の減少の要因がどうなのかというのを国の評価委員会のほうで調査をしておりますので、その辺の見きわめが必要になってくると認識しております。

○山口裕委員 その上で、底生生物が死滅し、有機物が発生して赤潮を発生させるというのは、一般的に語られる事象なんですか

ね。

○中原水産振興課長 水産振興課でございます。

有機物が堆積した泥土があります。その水が、それを分解するために、微生物等が酸素を使いますので、海水交換が少ないと、そこで貧酸素が発生するという現象は依然としてございます。その貧酸素が発生することによって、そこに生物がすめなくなるということが1つございます。

それと、有明海の湾奥のほうでの赤潮発生に、その引き金に夏場の貧酸素が影響しているのではないかという研究結果が事実としてございます。

ただ、どこまでがヘドロで、どこからがヘドロではないのか、泥の粒子が細かい土のほうが、その中の間隙というか、土の中での水の動きが少なくなるので、貧酸素になりやすいと。結果として、硫化水素であったりという、腐敗したものが出やすいということで、悪影響を与えやすいということで、一つ、何かまとめてヘドロというふうな表現をしまっているところがあると。先日の先生のお話の中も、粒子が細かいから即悪ではないですよ。においがしない干潟もあるでしょうというようなことを言われたのは、そういう意味合いということで、今回のところ、泥土化が進んでいるから即悪なのか、そういった泥の中に有機物とかがたまって悪さをしている泥なのかというところを、ちょっと見きわめた上で対策をとっていかないといけないのかなというふうに思っているところです。

○山口裕委員 これは、なかなか関係の関係は難しいと思うので、今後も、我々もしっかりと勉強せないかぬなと思うんですが、あと1点、諫早干拓についてですけれども、この前、先日、最高裁で、高裁に差し戻すという判決が出されているんですね。その上では、

我々は、今の時点では、冷静に裁判の行方を見ていかなければいけないかなというふうに思っております。

これまでさまざま論議されましたけれども、差し戻した理由については、今の現状をどう打開するのか、中立的な立場で、そしてまた、裁判で示された理由に基づいて最高裁はその決定をしたんだらうということでございますので、今の時点では、冷静に見るという観点から、県の姿勢は、今開門調査ということでございますけれども、いよいよもってそれを大きく明記するような考え方はどうなのかなというふうにも感じておりますので、私も要望しておきます。

○淵上陽一委員長 ほかにありませんか。

○西山宗孝委員 前回の特別委員会の研修受けさせていただいた中で、今話題出ましたけれども、熊大と県大の先生、いろんな専門の先生方がいらっしゃる中で、調査研究とかあるいは具体的にメカニズムの一部の話もありましたけれども、それが全てではないという認識も、もちろん県ではお持ちだと思うんですが、ここにあります1番の検証結果についてという中で、覆砂、耕うん等により非常に漁場の改善が見られているという検証の結果を踏まえて、2ページの今後取り組む課題ということの中に、もちろんこれは骨子ということで、中身、詳細に私も理解しているわけでもないんですが、ああいった研修を受けた上で、研究テーマとしては、今後研究していかなければならない課題はたくさんあると思うんですけれども、当面の課題として、やっぱり漁場の中で一番これまで効果があったのは、評価にもある、検証結果にもあるように、覆砂と耕うんについては、間違いなく引き続き強力的に進めていく課題ではないかと思う。

現場のほうでは、アサリについても非常に

漁民の方も、一部ではありますけれども、非常にアサリの母貝の育成についても自信をお持ちなところもありますので、この2番の取り組み課題については、ポツで、栽培漁業や資源管理型漁業を推進していくことと、こういう表現になるかと思うんですが、もっと当面のこととしてのやるべきことを、もう少し強調、強化して、覆砂なり耕うんについては強力的にやるべきではないかという印象が受けられないものですから、そのあたりはどうお考えかをお伺いできればと思います。

○菰田漁港漁場整備課長 今お話ありました覆砂、作濤、耕うんについては、やはり漁場環境の改善には効果があると。また、アサリの資源回復にも非常に効果があるということも、もう検証結果でも出ておるところでございますので、県としても、計画的に事業整備は続けていきたいというふうに思っているところでございます。

○西山宗孝委員 国に対するいろんな要望、予算関係も含めてですね、特に、特にという意識のもとに、やっぱりこれまでの検証で、これは効果があるんだという、先生方もそういった話をされてましたし、ぜひともそれは、一番ではないけれども、覆砂、耕うんを、もっと予算も拡大しながら漁場の改善に、当面ということも非常に大事だろう、当面が一番大事だろうと、現場においてはですね。毎年の漁獲高とかそういったことを意識されていますので、それが稼げる漁業ということの課題が一番ではないかと思っておりますので、もう少し積極的な表現なりを出ささせていただきたいというふうに思います。

○菰田漁港漁場整備課長 即効性のある事業ということで効果を上げておりますので、県としましても一生懸命取り組みたいと考えております。

○淵上陽一委員長 ほかにありませんか。

○西村尚武委員 3番の再生に向けた調査研究の充実と。この中で、赤潮発生の原因究明と対策技術の開発とあります。赤潮ばかりでは、赤潮の西村と言われそうですが、今、現状、9月過ぎまして気温が低下しまして、今、発生は抑えられています。ただ、やはり原因究明と対策というのは、ぜひともお願いをしたいと思っておりますが、もし、大量に死魚が出た場合の対応策、これが、産業廃棄物ではなくて一般ごみ扱いになるものすから、やはり対応は市、町になると思うんですが、なかなかそれが対応し切れない。

現実、先日起きたときは、長崎と鹿児島に肥料に加工する処理場があるものすから、そっちまで急遽ピストン輸送したと。しかし、できない分は——発生した場合、どうしても死魚の場合は、産業廃棄物ではなくて一般ごみ扱いになるということで、市、町の対応になると思うんですが、なかなか処理場の関係上、処理をし切れないと。そういう場合に、もうやむを得ず土中廃棄というんですか、をやってしまったら、法に違反しているという指摘を受けたと。そういう部分で、国のほうに法整備の緊急避難的な要望を県のほうからお願いできませんかという話をしたんですが、その対応策について考えておられることがあれば、お教えいただきたいと思っております。

○中原水産振興課長 水産振興課でございます。

廃棄物の処理法に絡む問題でありますので、10月下旬に行われました施策提案の場で、水産庁のほうにも、こういった問題があるということで対応ができるかどうか、お願いできないだろうかということで要望はさせていただきます。

ただ、法そのものを変えるというところの部分がございまして、その中で、最終的な処分、市、町さんの責任になりますし、また、有効活用という形のところがうまくいかないかどうか、少しほかの県、鹿児島であったりとか長崎県の現状も、担当者ともお話し合いをしながら、ちょっと今検討を進めているところでございます。

○淵上陽一委員長 もし、よければ、今後の取り組み案の骨子で今やらせていただいておりますので、もし、よければ、その他のところでさせていただきたいと思います。

ほかにありませんか。

○山口裕委員 栄養塩の等という表現でちょっと表現されているんですが、先ほどの説明では、国の中央環境審議会では、瀬戸内での研究ということで進んでいるんですけども、瀬戸内での調査研究が、熊本、この有明海・八代海にも適用されるということで理解しとっていいんですか。

○財津環境立県推進課長 瀬戸内海の事例がすぐ熊本に使えるかどうかというのは、検討、調査研究が必要かと思えます。今、瀬戸内の事例で行われていますのは、向こうの特産のイカナゴ、通称シンコと呼ばれている魚類を対象に調査をしているということで、イカナゴの漁獲量の減少と栄養塩の減少の相関関係について調査をされていると聞いております。だから、それが、そのまま本県に適合するかどうかというのは、調査研究が必要だというふうには思っております。

○山口裕委員 今、一つ、品目としてイカナゴということでございましたけれども、例えば、栄養塩との関係をこの有明海、八代海で調査するとしたら、どういう生物になるんですか。

○中原水産振興課長 一つ、ありますのは、当然アサリの話があると思います。アサリ、再生産の能力が大分落ちているという、この前勉強会のときにもございましたけれども、それが卵が産めなくなっている原因が餌不足の可能性があるということもちょっと指摘をされていますので、そういった餌になるプランクトン、ちょっとぐるぐる回りますけれども、そのプランクトンを発生するための栄養塩ということでのアサリというところはあると思います。

○山口裕委員 その上で、この取り組みの骨子ですけれども、3ページ目の3番の再生に向けた調査・研究の充実ということですけども、必要な対応を国に求める、この姿勢も必要だと思いますけれども、本県として、例えば、今取り上げた栄養塩と生物の関係であるとか、その上にあります底質のことについてのメカニズムについて説明も受けたわけがありますけれども、一部の海域というか、一部の地域だけに限った説明だったというふうに記憶しておりますので、まだまだ本県としてしっかりと環境的立場から取り組まなければいけない。実際は、水産生物に頼ることなく、どういう状況なのか、しっかりと知見を蓄積する必要があるのかなというふうに思っております。

ですので、今回、委員長、副委員長にはお骨折りをいただいて、取り組みの骨子をまとめていただきましたけれども、私は、前回のこの特別委員会がまとめた提言に基づいて、熊本県では、再生に向けた熊本県計画を定めて、この再生の取り組みを推進してきたわけですけども、その中であっては、年を経るごとに、例えば、解決したのか、そうではなかったのか、ちょっとわからない内容もある。具体的には、実は、底質の形成のメカニズムで、河川からの土砂流入がどれだけあつ

て、それが海域の底質にどれだけ影響を与えているということも調べなさいよというような内容も含まれているわけです。

しかしながら、ここ10数年、この委員会にかかわっておりますけれども、そういった内容の調査や報告はあっておりません。ですので、前回の提言、そして、熊本県計画をもう一度しっかりと検証した上で、今後の特別委員会としての提言をまとめるのが妥当ではないかというふうに思いますので、委員長のほうには、そのようにちょっと意識していただきながら進めていただければと思います。

○淵上陽一委員長 了解しました。

ほかにありませんか。

それでは、今後の取り組み骨子(案)については、今それぞれの御意見をいただきましたので、改めて整理して、次の委員会でお示ししたいと思いますので、よろしく願います。

よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 次に、(2)報告、有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律等の改正について、執行部から説明をお願いします。

○財津環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

資料は、1枚紙の有明海・八代海を再生するための特別措置に関する法律等の改正について(報告)、裏面に少し図みたいなのが書いてある、これで説明をしたいと思います。

まず、1点目の通常特措法と言われるものでございますが、この第8条に、覆砂とか作濤等の事業につきまして、国の補助率かさ上げ期間というのが令和3年度までとなっておりますので、この期限を延長するには、法改正が必要というふうになっています。

あわせて、法の改正に当たりまして、

集中豪雨等で発生する漂着物や堆積物に対して、より迅速で実効的な措置が求められているという状況でございます。

なお、この法律自体、それから、前回の改正自体、議員立法で行われております。

2点目の公害の防止に関する事業に係る財政上の特別措置に関する法律、通常、公害財特法というものですが、同様に、覆砂や作濤等の事業につきまして、県負担の90%に起債を充当し、うち50%が交付税措置されておりますが、この適用期限が令和2年度までとなっておりますので、この期限を延長するためには、法の改正が必要となっております。

この法律につきましては、内閣立法によるものです。

ここで裏面をごらんいただきたいと思えます。

簡単に今の法律による財政支援の内容を少し説明したいと思います。

通常、覆砂とか作濤の漁港漁場整備事業というのは、一番左のほうのグラフがありますが、県負担は40%、通常は40%の負担のところなんです、この2つの法律によりまして、真ん中のところですが、県の実質負担は17.5%になるということでございます。

一番右を見ていただきますと、まず、公害財特法によりまして、その40%に対して90%の起債充当ができて、また、その半分に交付税措置があるということで、財政支援、計算すると18%の支援になる。特措法は、事業費の4.5%がまた翌年度に交付されますので、合わせまして22.5%の支援、40%から引いて県の実質負担が17.5%になるというものでございます。

表に返っていただきまして、3番でございます。改正に向けました要望等の実施状況ですが、県単独での政府提案や、また、九州地方知事会、関係6県で構成します協議会等を通じて要望を行っております。

また、関連します漁連とか漁協からも、2

つの法改正について、国へ要望をしていただいているというところでございます。

最後の今後の取り組みですが、早ければ来年1月からの通常国会に法案が提出される可能性もあるということでございますので、引き続き要望活動を行っていきたいし、県議会としても、ぜひ後押しをよろしく願いいたします。

○淵上陽一委員長 以上で執行部からの説明が終わりました。

この件について、質疑はありませんか。

○西山宗孝委員 これは、裏面の表で今説明いただきましたけれども、県の負担については、実質17.5%の負担ということ、よくわかりましたけれども、一番下の市、町10%については、これは内訳とかそういうのは大体理解されていますか。

○菰田漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

法律につきましては、県の分の負担割ということでの明記でございますので、実際、市町村はどのような形で負担されているのかというのは、市町村ごとに、やっぱり対応がちょっと異なっておる状況でございますので、ちょっと市の状況で違うということで、ここには記載させていただいていないというところでございます。

○西山宗孝委員 状況で違うこともあろうかと思いますが、10%の中の交付税とかそういった対応は内訳としてはあるんですね。極端には違わないと思うんですけども。

○菰田漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

申しわけございません。市に対しての財政措置はないということでございますので、そ

の辺、御理解いただければと思っております。

○西山宗孝委員 丸々市町村の単費の10%ということと理解されているんですか。

○菰田漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

はい、そういうことでございます。

○西山宗孝委員 わかりました。

○淵上陽一委員長 ほかにありませんか。

ただいま執行部から説明がありました、県議会としても、法改正を求める意見書を提出したいと思っておりますので、(3)有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律等の改正を求める意見書の提出について、御審議をお願いします。

お手元に意見書(案)をお配りいたしますので、書記から読み上げさせます。

○吉田政務調査課主幹 読み上げます。

有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律等の改正を求める意見書(案)

有明海・八代海等は、貴重な自然環境や水産資源の宝庫であり、「宝の海」としてその恵みを後世に継承すべきものである。県では、平成12年度のノリ色落ち被害以来、有明海・八代海等を豊かな海として再生することを目指し、国や関係県と連携しながら、覆砂事業や生活排水施設の整備など、再生へ向けた取り組みを行ってきた。しかし、有明海・八代海等の漁業生産は依然として不安定な状況が続いている。

有明海・八代海等の再生を図るためには、徹底した調査により環境変化の原因究明を行うことが必要であるとともに、有明海・八代海等を豊かで良好な漁場として維持するた

め、海域への環境負荷を抑制し水産資源を回復させるための環境保全策やアサリをはじめとした魚介類等の漁場環境改善策を早急に講じることが必要である。

国におかれては、環境省の有明海・八代海等総合調査評価委員会報告書を踏まえ、関係省庁連携の下、具体的な再生目標と、効率的かつ現実的な再生手順を具体的に示し、引き続き必要な事業の創設・拡充及び予算の確保を行うとともに、有明海・八代海等の再生に向け、下記事項について特段の措置を講じられるよう改めて強く要望する。

記

1 有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（以下「特措法」という。）第8条に定める国庫補助割合の特例の適用期限が令和3年度までとなっていることから、有明海・八代海等の再生を着実に図るべく、令和4年度以降も本特例の適用が継続されるよう特措法第8条の規定を見直すこと。

2 近年頻発する集中豪雨や大雨に伴い発生する漂流・漂着ごみや油、及び海底に堆積したごみや土砂等は、短期間で海域環境の悪化を招く恐れがあるため、より迅速で実効性のある対策を講じることができるよう、特措法第14条の規定を見直すこと。

3 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に定められた対象事業に係る財政上の特別措置の適用期限が令和2年度までとなっていることから、有明海・八代海等の再生を着実に図るべく、令和3年度以降も財政上の特別措置が継続されるよう、期限の延長を含めた法改正を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

読み上げを終わります。

○淵上陽一委員長 お手元の意見書(案)について、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 それでは、この意見書(案)を議長に提出したいと思いますが、異議はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 異議なしと認めます。よって、この意見書(案)を議長に提出いたします。

それでは、続きまして、付託調査事件の閉会中の継続審査についてお諮りします。

付託調査事件につきましては、引き続き審査する必要があると認められますので、本委員会を次期定例会まで継続する旨、会議規則第82条の規定に基づき、議長に申し出ることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

その他に移ります。

その他として何かありませんか。

○西村尚武委員 先ほどの赤潮の件ですが、大体お答えはいただいたと思います。一番は、肥料化等、実際できれば一番いいと思いますし、これは、市、町が主体になってやることだと思いますが、天草にある、そういう工場は余りにも規模が小さくてどうしても対応できないと。そういうのもぜひ御指導いただければと思っております。

それと、あと1つは、やはり法整備にかかわることですね、この辺もぜひ要望のほうをお願いいたします。

以上です。

○淵上陽一委員長 ほかにありませんか。

○山本伸裕委員 ちょっと今後の取り組みにもかかわることなんですけれども、やはり有明海・八代海再生という問題は、海がつなが

っておりますので、熊本県だけの取り組みで完結するかというと、そうではないと思うんですね。有明海は、長崎、佐賀、福岡とかかりますし、八代海も、鹿児島とかかかってくると思うんです。そういう意味では、県をまたがった調査というのが必要だし、県をまたいだ対策というか、そういうのも必要だと思います。

私は、一つ県が調査してほしいなと思っているのが、潮流の調査なんですけれども、そういうのは、やっぱり県をまたがないとできないのではないかなというふうに思うんです。潮流にこだわるのは、潮流が変われば、例えば、プランクトンの死骸の沈殿であるとか、そういったところにも影響が起きますし、そういう点では、県をまたいでの潮流調査も含めた調査研究対策というようなところをぜひ、これは国にも要望していただければと思いますので、要望したいと思います。

○淵上陽一委員長 要望でよろしいですか。

ほかにありませんか。

なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

それでは、これをもちまして第5回有明海・八代海再生特別委員会を閉会いたします。

午前10時44分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

有明海・八代海再生特別委員会委員長